

あらお非農地化推進運動

農委会名：荒尾市農業委員会

1 地域の概要

荒尾市は、熊本県の最北端に位置し、東に小岱山を望み西に有明海が広がり、温暖な気候に恵まれ果樹栽培が盛んである。

小岱山の山間部にみかん栽培、なだらかに広がる丘陵地には梨の栽培が行われている。有明海に注ぎ込む関川、菜切川、浦川の河川沿いの上流部谷間に田畑が点在し、下流部に圃場整備をした水田地帯が広がる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち認定12人、女性2人）
- (2) 推進委員数 6人（うち認定5人）
- (3) 事務局体制 5人（専任4人、兼任1人）

3 掲げた目標

管内全農地面積1,758ha（18,492筆）に対し、全ての農地の利用状況調査及び非農地調査を実施し、非農地判断を行う。

また、農振農用地内の農地についても農政部局側と打合せの上、非農地化を検討する。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

平成25年度から農業委員会において農地法上の「農地」に該当するか否かを仕分ける取組みを支援する用途転換促進事業を実施し、復元が不可能と見込まれる耕作放棄地について、農業以外の利用を志向する「非農地化」を促進する。

市内6地区の内、平成25年度に2地区実施、平成26年度に2地区、平成27年度に3地区、平成28年度以降は毎年、全地区を実施した。

5 取組みの成果

管内全農地1,758ha（18,492筆）に対し、全ての農地の利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地13.4ha（109筆）の判定を行い、その全てに非農地通知を発出した。

なお、農業委員会総会で非農地判断された農地について、法務局及び本市固定資産税部局と協議・連携し、所有者から同意が得られた54筆を地方税法の規定に基づき、市が職権で一括して法務局に地目の申出を行い、法務局が地目変更登記を行った。



【現地確認を行う委員】

6 課題と今後の方針等

令和3年度から法務局及び本市固定資産税部局と協議・連携し、農業委員会が非農地とした土地について、所有者から同意が得られた分を地方税法の規定に基づき、市が職権で一括して法務局に地目の申出を行い、法務局が地目変更登記を行った。

今後、非農地とした土地の地目変更なされていない分について、引き続き法務局及び本市固定資産税部局と協議していく必要がある。

たまな農地利用最適化推進運動

農委会名：玉名市農業委員会

1 地域の概要

本市は熊本県西北部に位置し、南北の距離は約17km、南西は約14.5km、市域の面積は152.55km²である。

有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々等の豊かな自然や数多くの歴史的資源に恵まれており、産業面では米をはじめとする野菜、果物などの農産物や海苔・アサリなどの水産物の生産が盛んである。

農業構造については、近隣の市町へ通勤が利便化して兼業が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したことにより、最近一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化している一方で、収益性の高い施設型農業については、規模拡大が進んでいる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 19人（うち認定11人、女性2人）
- (2) 推進委員数 19人（うち認定10人）
- (3) 事務局体制 9人（専任9人）

3 掲げた目標

「農地利用最適化」に向け、農業委員と農地利用最適化推進員、農業委員会事務局で協力のうえ、耕作放棄地・遊休農地の発生を防止し、中間管理機構等を利用し、農地の集約化を進めていく。

山間部で栽培されていた樹園地が、生産者の高齢化や後継者の減少により、営農を行わなくなったため荒廃し、原野・山林化している状況である。

そのような中、各委員が自主的に活動し解消に努めるとともに、農地として再生不可能な農地は現況確認を行い「非農地化」の推進を図る。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

新体制に移行して初めての利用状況調査を行った。今年は、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員で地域ごとに分かれ、連携を図りながら遊休農地の判断を行った。

緑区分と判断した農地は、利用意向調査を行い中間管理機構への貸付希望の農地は今後中間管理機構へ貸付けを行っていく。

非農地化については、現地を確認し、所有者の状況や意向を確認したうえで、非農地化しても支障がでないよう留意して実施。

人・農地プランの実質化後の話し合いに農業委員・農地利用最適化推進委員が積極的に参加をし、地域の中心となり話し合いを進めていく。



【緑区分判定農地】



【農地利用状況調査】

5 取り組みの成果

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携・協力し、農地の利用状況や担い手の状況など各委員が情報共有を行い、現地確認を行った。

1号遊休農地、再生利用が困難な農地に区分後、1号緑区分の農地は、所有者に利用意向調査をし、中間管理機構に貸付けを希望する意向があった農地は、中間管理機構へ貸付けを行う。

1号緑区分判定の329筆(322, 851㎡)に利用意向調査を発出したところ、216筆分の回答があり、うち128筆が農地中間管理機構の制度を利用したいとの意向であった。

再生利用が困難な農地と判定した20件、39筆(22, 187㎡)のうち、28筆(15, 315㎡)に非農地通知を発送した。

6 課題と今後の方針等

現状としては、農業者の高齢化や担い手不足による荒廃農地が増加している。

このため、再生が見込まれない農地については非農地化等、新たな土地の活用方法を検討していく必要がある。

今後は、今まで以上に地域の声を聞き、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を密にして農地の有効利用に資する活動を展開していきたい。

ぎょくとう農地利用最適化推進運動

農委会名：玉東町農業委員会

1 地域の概要

本町は、熊本県の北部、玉名郡の南東部に位置し、東は熊本市、北は山鹿市、玉名市及び和水町、西は玉名市、南は熊本市及び玉名市に接している。

周囲を山に囲まれて中央が盆地となっており、中央部から北西に向かって木葉川が流れ、菊池川に合流している。

田畑、山林の割合が多く、産業は農業が主体で、町南部、隣接する熊本市及び玉名市とともに金峰山麓オレンジベルトを形成するみかんの中核的生産地で、他にも、ナシ、すいか、ハニーローザなどの生産も盛んである。

しかし、農業従事者の高齢化、担い手不足などで遊休農地が進み、有害鳥獣の被害や農地集積等、農地の有効活用ができてない。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 11人（認定8人）
- (3) 事務局体制 3人（兼任2人 専任1人）

3 掲げた目標

生産者の高齢化や後継者不足により、営農が行われなくなり、農地が荒廃し、原野、山林化している状況である。

そのような中、各委員が自主的に活動し荒廃農地の解消に努めるとともに、農地として復元が不可能な場合は非農地化を実施する。

4 目標達成に向けた取組み（運動）内容

非農地化については、現地確認を行い、所有者の状況や意向を確認したうえで、非農地化しても支障が出ないように留意して実施している。

5 取り組みの成果

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して合同会議を催し、全体及び担当地区の協議で荒廃農地の状況などについて、各委員が意見を出し合い情報共有を行ったうえで、農地確認を実施している。

非農地化の取組については、毎年行っており、今後も継続していく予定。

(別紙様式①)



【現地確認】

6 課題と今後の方針等

農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携を図りながら遊休農地の判断を行った。現状としては、農業者の高齢化と新規就農者の減少による遊休農地が増加している。今後は、遊休農地の発生防止やその解消、また担い手への農地の集積を推進していくため、互いに連携を図りながら、農地利用の最適化の推進に努めていく。

なごみ農地利用最適化推進運動

農委会名：和水町農業委員会

1 地域の概要

和水町は、熊本県の北西部にあり、福岡県との県境に位置する。南北約19km、東西約9km、面積98,75km²の中山間地帯である。

山間部では、みかん、ブドウ等の経営が行われ、平坦部では、主作物である水稻の外、スイカ、いちご、ナス等の施設園芸が盛んである。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち、認定7人、女性2人）
- (2) 推進委員数 17人（うち、認定6人、女性0人）
- (3) 事務局体制 2人（専任2人）

3 掲げた目標

遊休農地の解消 2ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

熊本市の農業法人が、和水町内で晩白柚の栽培を希望しており、農地紹介の相談があり、令和2年度に引き続き、条件に合う農地の仲介を行った。

5 取り組みの成果

熊本市に近い農地を紹介し、法人が希望する耕作条件に合う農地を一緒に検討した。

高齢化により農地の賃貸借の希望が多い地区で話がまとまり、令和3年度は4筆、43aの賃貸借契約が成立した。令和2年度と合わせて98aまで耕作面積を拡大している。将来的には、3haまで耕作面積を増やしたい意向。



【植栽された晩白柚（苗）】

6 課題と今後の方針等

農業者の高齢化と新規就農者の減少による遊休農地が増加している。地元の農業委員や担当地区の農地利用最適化推進委員と協力し、認定農業者等の地域の担い手や農業法人への集積・集約を進めるとともに、新規就農者の確保にも努め、農地の有効利用を図って行く。

非農地化の実施

農委会名：南関町農業委員会

1 地域の概要

南関町は、熊本県の北西部に位置する四方を山に囲まれた丘陵台地にあり、稲作を主体とした農業が中心であることから、近年では、ヒノヒカリ主体の米作りが定着し、銘柄の確立を目指している。

また、一部の農家においては施設園芸を導入した複合型の農業が営まれている。

今後土地利用型農業においては、農用地の集積、集約化の促進を図り経営規模の拡大によるコスト低下及び品質向上を図る。また、農業所得の確保を図るため、ナス、いちご、トマト、バラ等施設園芸の拡大に努める。

さらに、土地利用型農業、施設型農業相互間において労働力の提供、農地の貸借等において役割分担を図り、地域複合として農業の発展を目指し、基盤となる優良農地の確保を図り、農業振興地域整備計画に則した秩序ある土地利用を目指す。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち、認定8人、女性2人）
- (2) 推進委員数 11人（うち、認定6人、女性0人）
- (3) 事務局体制 2人（専任1人、兼任1人）

3 掲げた目標

非農地化の推進

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

本町の農地台帳面積約2,086haに対し、再生利用が困難と見込まれる農地が約505haとなっており、農業者の高齢化や減少などによる、耕作条件が悪い農地のさらなる荒廃化が懸念されることから、再生利用が困難と見込まれる農地の適正な処理が必要であると考え非農地化を推進した。



【再生利用が困難な農地】

5 取り組みの成果

23筆、45,867㎡の非農地判断を実施。

6 課題と今後の方針等

今後、さらに農業者の高齢化や兼業農家の減少による農地の荒廃化が懸念されるなかで、農地への復元が困難な農地、また農地としての利用の見込みがない農地の非農地化を推進すると同時に、町など他団体と協力し、農業者の育成、担い手への農地の集約・集積、基盤整備などを推進することにより、後世に残すべき農地に対して注力することが必要である。

ながす人・農地プラン実質化の取組み

農委会名：長洲町農業委員会

1 地域の概要

長洲町は有明海に面し、平坦部が主な地形となっており、圃場整備地区、水田地域においては、水稻、小麦、大豆の土地利用型農業が行われている。また、一部の山間地においては、果樹の栽培も行われている。

併せて、ミニトマトや丸トマトの施設園芸作物やなす等露地野菜の栽培も行われている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 10人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 8人（うち、認定0人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（専任1人、兼任2人）

3 掲げた目標

人・農地プランの実質化に向け、地域農業に精通している農業委員会委員の意見を参考に、地域の实情にあったプランの区域設定を行うことで、農地の所有者及び耕作者に実施するアンケート調査や区域の話合いに積極的に携われるよう、所管課である農林水産課と農業委員会が連携、協力を行っていく。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

人・農地プランの実質化に向け、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、講師派遣はできなかったが、オンラインでの研修を実施し、委員に人・農地プランの制度内容を改めて理解してもらい、委員主導での座談会を開催することができ、実質化した人・農地プランの公表まで完了した。

アンケート調査回収・座談会の開催準備・運営まで、人・農地プランの実質化に向けた取組みに積極的に携わった。



【人・農地プラン 座談会の様子】

5 取り組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

人・農地プランの実質化に向け、制度内容を理解し今後の農業委員会としての、連携、協力体制の整備が進められてきた。人・農地プランに係るアンケート調査の回収に伴う戸別訪問により、70%を超える回収率の向上に繋げることができた。

また、地域の話合いに積極的に参加し、地域でのコーディネータ役として、委員活動を行い、全ての区域で実質化した人・農地プランの作成をすることができた。

6 課題と今後の方針等

令和4年度以降は、人・農地プランの目標地図（案）の作成に向け、出し手と受け手の意向把握を重点的に図る必要がある。

さらに、国から配布されたタブレットを活用するための研修や操作説明会等を開催し、委員の活動の拡大を図る。